

## 貝塚市と日本郵便株式会社との包括連携協定書

貝塚市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を行い、双方の資源を有効に活用して、地域住民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指す。また、貝塚市の魅力・情報の発信をはじめとする地域の活性化や住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

なお、乙においては貝塚市内郵便局が本協定を実施する。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

1. 高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施に関する事
  2. 認知症の方や家族を支える地域づくりへの協力に関する事
  3. 高齢者等の消費者被害の防止に関する事
  4. 地域や暮らしの安全・安心の確保に関する事
  5. 未来を担う子どもの育成に関する事
  6. 貝塚市の魅力・情報の発信に関する事
  7. 災害発生時における相互協力に関する事
  8. 道路損傷の情報提供に関する事
  9. 不法投棄の情報提供に関する事
  10. その他の地域活動支援・地域の活性化・住民サービスの向上に関する事
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項に係る具体的な実施内容について、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定内容の変更を申し出たときには、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

### （免責事項）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項に関する内容について、知り得た

相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に対し開示又は漏らしてはならない。

(有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 4年 3月16日

甲 大阪府貝塚市島中一丁目17番1号  
貝塚市  
貝塚市長

酒井 了

乙 大阪府貝塚市二色2-9-5  
貝塚市内郵便局 代表  
日本郵便株式会社  
貝塚二色パークタウン郵便局長

吉道 太郎

大阪府貝塚市海塚1-16-10  
日本郵便株式会社  
貝塚郵便局長

中西 忠久